

「林野火災注意報・林野火災警報」の発令について

岩手県大船渡市の大規模な林野火災を受け、**令和8年1月1日**から林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報・林野火災警報」が運用開始されました。

林野火災注意報とは

- ・ 気象の状況が、**林野火災の予防上注意を要する場合**に「林野火災注意報」が発令されます。
- ・ 「林野火災注意報」が発令された場合は、区域内に在る者は火災予防条例に定める「**火の使用制限**」の**努力義務**が課せられます。
- ・ 「林野火災注意報」は、警報発令の前段階で注意を促すもので、罰則はありません。

林野火災警報とは

- ・ 気象の状況が、**林野火災の予防上危険な気象状況になった場合**に「林野火災警報」が発令されます。
- ・ 「林野火災警報」が発令された場合は、区域内に在る者は火災予防条例に定める「**火の使用制限**」の**義務**が課せられます。
- ・ 「林野火災警報」は、「火の使用の制限」に違反した者に対し、30万円以下の罰金又は拘留に処すると定められております。

林野火災注意報・警報について

- ・ 火災予防条例第36条の規定により、以下の「火の使用の制限」が課せられます。
 - ① 山林、原野等において火入れをしないこと。
 - ② 煙火を消費しないこと。
 - ③ 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
 - ④ 屋外においては、引火性又は爆発性その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
 - ⑤ 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれが大であると認めて管理者が指定した区域内において喫煙をしないこと。
 - ⑥ 残火（たばこの吸殻を含む。）取灰又は火粉を始末すること。

運用について

- ・ 林野火災注意報・警報の発令対象期間は、**3月から6月**までとなり、発令については、発令指標に該当した場合に発令します。
- ・ 発令区域は、市・町ごとに発令となります。
- ・ 林野火災注意報・警報が発令された場合は、市・町のホームページやSNS、防災行政無線、消防車両・市・町の広報車等により、周知、広報いたします。

お問い合わせ

西置賜行政組合消防本部	予防課	☎0238-88-1797	【受付】 平日8:30~17:15
西置賜行政組合消防署	予防係	☎0238-88-1213	
西置賜行政組合消防署白鷹分署	予防係	☎0238-85-5242	
西置賜行政組合消防署飯豊分署	予防係	☎0238-72-2222	
西置賜行政組合書房書小国分署	予防係	☎0238-62-2154	

※災害対応中の場合は、電話に出れない場合があります。
その場合は、改めておかけなおしてください。

西置賜行政組合消防本部